

## 西条市市営住宅の入居決定者に係る連帯保証人の資格の認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、西条市市営住宅設置及び管理条例(平成16年西条市条例第194号)第11条第1項第1号及び西条市小集落改良住宅設置及び管理条例(平成16年西条市条例第195号)第7条第1項第1号の連帯保証人の資格の認定基準について、必要な事項を定めるものとする。

#### (連帯保証人の収入及び資力の要件)

第2条 連帯保証人2人は、市県民税及び固定資産税の課税合計額が5,000円以上の者で、かつ、市税を滞納していない者とする。

2 前項に規定する要件に該当する連帯保証人を立てることができないときは、連帯保証人のうち1人は前項の要件に該当する者とし、他の1人は市県民税もしくは固定資産税が課税され、かつ、市税を滞納していない者とする事ができる。

#### (連帯保証人の居住地の要件)

第3条 連帯保証人は、市内に居住する者とし、独立した生計を営む2人とする。

2 前項に規定する要件に該当する連帯保証人を立てることができない場合は、次に掲げるところによる事ができる。

(1) 連帯保証人のうち1人は市内に居住する者とし、他の1人は県内に居住する者

(2) 連帯保証人のうち1人は市内に居住する者とし、他の1人は県外に居住する者

(3) 連帯保証人2人が県内に居住する者

(4) 連帯保証人のうち1人は県内に居住する者とし、他に1人は県外に居住する者

3 前項各号に規定する連帯保証人を立てる場合は、当該各号に掲げる順序によりこれを決定するものとする。

#### (連帯保証人のその他の要件)

第4条 前2条に掲げるもののほか、連帯保証人の要件は次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 親族であること。

(2) 現に公営住宅に入居している者でないこと、又は公営住宅に入居申込みをしている者でないこと。

(3) 既に他の公営住宅の入居者の連帯保証人となっている者でないこと。

### 附 則

この基準は、平成18年1月4日から施行する。

### 附 則

改正後この基準は、平成29年7月1日から適用する。

### 附 則

改正後この基準は、平成30年7月13日から適用する。